

弁護士倫理・ここが問題

第15回 行政書士等との交渉の是非

弁護士倫理特別委員会副委員長 中田 成徳 (49期)

1 はじめに

現在、一定の範囲で、司法書士等が交渉の代理人となることが許容されているが、たとえば司法書士が法律上許容された140万円を超える金額について代理人として損害賠償請求をしてくる場合、あるいは、行政書士が代理人として損害賠償を請求してくる場合、交渉に応じるのは許容されるのであろうか。

2 弁護士法72条との関係

弁護士法72条では非弁行為が禁止され、弁護士職務基本規程(以下「規程」という)11条では非弁提携も禁止されているので、弁護士が非弁業者と提携することが違法であることは明らかである。しかし、交渉の相手方が法令上の資格を有していない代理人である場合にどうすべきかについて、規程上、明文の規定はない。上記の場合、対応の仕方として、非弁行為が禁止されていることは明らかであるから、非弁行為の相手はできないとして門前払いすることが望ましいことであろうか。

交渉が生じる場面は千差万別、一律に定義付することは極めて困難である。弁護士法72条に規定するその他一般の法律事件に交渉が入っていることは明らかであるが、交渉は広大無辺な分野であり、代理人として様々な者が登場するので、現実の紛争解決においては弁護士以外の者を門前払いすることなく、適切に対応して解決することが当事者にとって望ましい場面もあるのではないだろうか。そこで、場合を分けて以下検討する。

3 相手方の代理人として、行政書士や法令で許容された範囲を超えた事案で司法書士が登場してきた場合

この場合、行政書士、司法書士は「士業」として代理人という以上、それは当然に「報酬目的」で、「業」として登場していることは明らかであり弁護士法72条の非弁行為に該当することは明らかである。規程11条の解説で「本条は、弁護士が、弁護士法72条から74条までの規定に違反する者またはこれらの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者を利用することも…禁止する」(「自由と正義」Vol.56 臨時増刊号18頁)としていることからしても、弁護士がこれら「士業」を代理人と認め交渉をすることは、弁護士が弁護士法72条違反の非弁行為の助長であり交渉には応じるべきではない。もっとも、この見解に対しては、全面的に交渉を拒否したのでは、現実には生起している紛争の解決にはならないという懸念も指摘される。このため、交渉相手が「士業」の場合に限り、現実の紛争解決の必要から、許容されるという見解もありうる。「士業」であれば、交渉に際して、実力行使など一定の許容限度を越えれば資格に関わるので、不合理な対応をすることは少ないという理屈である。しかし、不合理な対応をしないであろうから「士業」について認めるという理屈は、現実には不合理な対応さえしなければ誰でも「業」として代理人になりうるという結論につながりはしないだろうか。この意味からしても、やはり「士業」といっても交渉相手とすべきではない。

相手方本人と「士業」が同席している場合、本人との交渉であるとして問題は払拭される可能性もあるが、それでも同席の「士業」が代理人であればやはり問題は払拭されない。よって、同席する「士業」が代理人なのか単なる立会人なのかを確認するべきであり、代理人ではないと確認できない場合には弁護士は交渉には応じるべきではない。

4 不動産業者が賃貸人の代理人であるとして明渡交渉の場に登場してきた場合

この場合も不動産業者は、「報酬目的」で、「業」と

して代理人として登場していることは明らかであり、その本質的構造は上記3の場合と同様であるので交渉に応じるべきではない。

5 相手方の友人や親戚が代理人として交渉の場に登場してきた場合

この場合、真に友人、親戚であって報酬目的や業務性がない場合には非弁行為ということにはならず、これらと交渉をすること自体は許容されるというべきである。

ただ、実は非弁行為であるが脱法的に友人や親戚と

称する可能性もあるので、この場合には代理人が真に本人の意思に基づくものであるかどうか、真実代理権を有しているのかという点については慎重に判断することが必要である。

6 まとめ

交渉の相手方について規程で明文では規制をしていないが、そもそも、弁護士法72条で非弁行為が禁止されているのであるから、弁護士は、非弁行為が疑われるような相手方や代理権に疑いのある相手方とは安易に交渉に応じるべきではない。